

令和8年度 ブロック塀等撤去費補助金のご案内

1 事業の目的

この事業は、地震時にブロック塀等の倒壊による被害や避難時等の通行の妨げとなることを防止するため、ブロック塀等を撤去する費用の一部を補助するものです。

2 受付期間

令和8年5月7日（木）～10月30日（金）

（受付は土、日、祝日を除く午前8時45分～午後5時30分までとします。）

※申込み受付は先着順とし、予算上限に達した日の受付分は抽選とします。（予定件数45件）

3 補助対象となるブロック塀等

道路もしくは避難地に面する、又は避難地内に存する、高さ60cm以上かつ長さ1m以上のもの

※ブロック塀等とは、コンクリートブロック造、石造、れんが造、大谷石等の組積造の塀で、門柱、石鳥居、石灯籠等も含まれます。

※道路とは、建築基準法第42条に規定する道等をいいます。

※避難地とは、岐阜市地域防災計画に定める指定緊急避難場所兼指定避難所、指定緊急避難場所及び広域避難場所の敷地をいいます。

※避難地を除く隣地に面する部分は補助対象外となります。

※高さを60cm未満とする一部撤去も含まれます。ただし、狭あい道路(4m未満)に面する部分は認められません。

※道路幅が4m未満の場合は撤去した位置にブロック塀・フェンス等を再設置することはできません。

4 補助金の額

撤去するブロック塀等	補助対象額	補助率	補助金の限度額
道路もしくは避難地に面するもの 避難地内に存するもの	「撤去工事費（消費税を除く）」と「撤去する部分の見付面積(m ²)×1万円」のいずれか少ない額	1/2	30万円

※見付面積は小数点以下第1位までとします。

※補助金額は千円未満切り捨てとします。

5 補助金を受けられる方

ブロック塀等の所有者（土地の課税明細書等で確認） ※原則として、1敷地の申請は1回でお願いします。

6 事前相談

補助金交付申請前に事前相談が必要ですので、ご注意ください。

まずは、事前相談票を下記まで郵送、電子メールにて送付願います。

〒500-8701 岐阜市司町40番地1
岐阜市 まちづくり推進部 建築指導課 耐震係
e-mail:k-shidou@city.gifu.gifu.jp

※電子メールの場合、件名を「ブロック塀等撤去事前相談」としてください。

※事前相談はオンライン申込みフォーム (https://logoform.jp/form/BcLm/GIFU_city_18100、または右のQRコード)でも行えます。

※後日、現地確認を行うため、担当より連絡を行います。



7 申請時に必要な書類（補助金交付申請）

- 補助金等交付申請書、事業計画書
- 添付書類

裏面「手続きの流れ」の⑤

- ・撤去工事の内容がわかる図面（配置図、立面図等）
- ・撤去するブロック塀等の写真（全景、前面道路等）
- ・撤去工事費の見積書の写し
- ・ブロック塀等の点検結果が分かる書類
- ・相手方登録申請書（未登録または登録事項に変更がある場合）

（相手方登録は市ホームページ上、「岐阜市オンライン申請総合窓口サイト」からも申請できます）

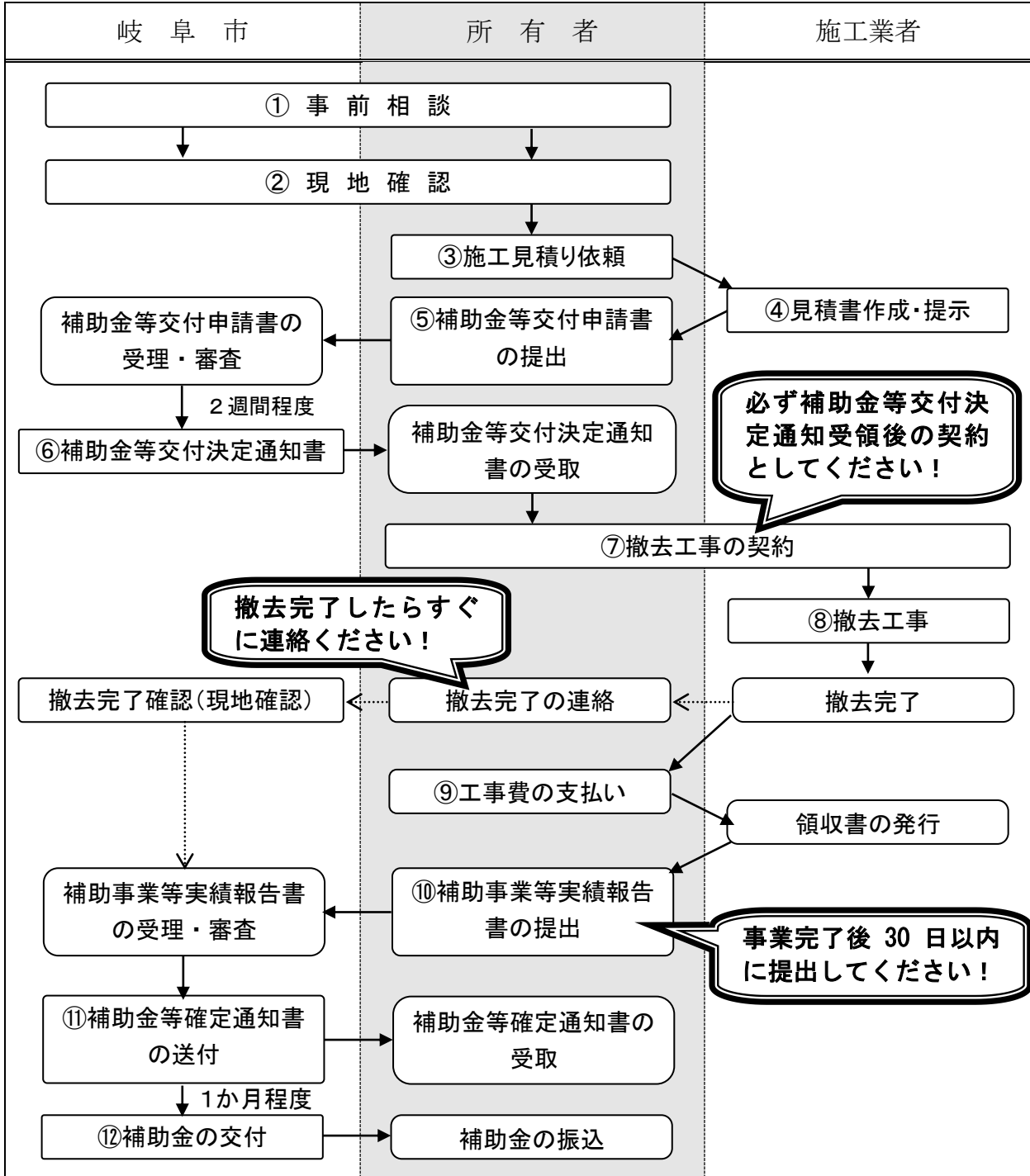
8 撤去工事が完了した時に必要な書類（実績報告）

下図「手続きの流れ」の⑩

- 補助事業等実績報告書
- 事業実績書
- 添付書類
 - ・ 撤去工事費の領収書の写し
 - ・ 撤去工事完了後の写真

工事完了は令和8年12月25日（金）まで、
実績報告は令和9年 1月22日（金）までに
お願いします。

（手続きの流れ）



お問合せ先
岐阜市 まちづくり推進部 建築指導課 耐震係
<直通> 058-265-3904